

自立支援医療について

目次

- 今回の改正のポイント
- 障害に係る公費負担医療制度の再編
- 自立支援医療の対象者、自己負担の概要
- 自立支援医療の支給認定に関する事務
- 指定自立支援医療機関の指定に関する事務

今回の改正のポイント

～よく聞かれる御質問と正確な情報をお伝えするために～

【ポイント】

- 更生医療、育成医療、精神通院医療は、それぞれの現行根拠法から、自立支援医療として障害者自立支援法案にその根拠を移すのであって、廃止されるわけではありません。
- 自立支援医療においては、
 - ・ 一律5%負担の精神通院医療、所得に応じた負担の更生医療・育成医療という、制度間の不均衡を解消し、医療費と所得の双方に着目した自己負担の仕組みとして障害者の負担の公平を図り、
 - ・ 制度の持続可能性を高めるため、障害者を含め、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性を確保して、持続可能性を高めることを図る、ことを目的としています。
- 自立支援医療の対象となる疾病の範囲は、これまでの制度と同じです。
- 自己負担は、原則として1割負担ですが、負担水準への配慮として、
 - ・ 低所得世帯に属する方については、月当たりの負担額に上限を設定
 - ・ 一定の負担能力がある方であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定などの仕組みを組み込んでいます。

① 精神保健福祉法第32条の精神通院医療は、廃止になるのですか？

(答)

- 精神通院医療は、廃止されるのではなく、自立支援医療の一種類として引き続き実施されます。
- 今般、精神通院医療を含む障害者に関する公費負担医療制度について、利用者負担の仕組みの共通化等を図るために「自立支援医療制度」として再編し、また、増大する費用を皆で支え合う仕組みとするために利用者負担の見直しなどを行うこととしています。
- この「自立支援医療制度」は新しい障害者自立支援法案に基づいて実施することになりますので、精神通院医療についても、従来の精神保健福祉法ではなく、この障害者自立支援法案に基づいて実施されることとなり、廃止されるものではありません。

※ 更生医療、育成医療についても、同様です。

② 更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度について、自立支援医療への移行に伴い、対象となる疾病の範囲が狭くなると聞きましたが？

(答)

- 自立支援医療制度の対象となる疾病の範囲については、現在の3つの公費負担医療制度と同じです。

③ 「重度かつ継続」とはどういう目的の制度なのでしょうか？

(答)

- 自立支援医療においては、対象となる疾病については現在の公費負担医療制度と同じとしながら、医療保険制度の3割負担部分について負担割合を1割に軽減し、負担額の上昇が医療保険よりも緩やかになるようにした上で、低所得の方については、一月当たりの負担額に上限（以下「月額負担上限」と言います。）を設けることとしています。
- さらに、「重度かつ継続」に該当する方については、継続的に相当額の医療費負担が発生するため、一定の負担能力がある場合においても、医療費の家計に与える影響を考慮して、月額負担上限を設けることとしています。
- このように、「重度かつ継続」は、自立支援医療の対象疾病の範囲を決めるものではなく、「継続的に相当額の医療費負担が発生する」ことへの配慮として月額負担上限の対象となるかどうかに関わるものですが、その対象とする疾病の範囲については様々な意見があることから、実証的研究に基づき更に検討を行い、結論を得たものから順次対応することとしています。

④ 「重度かつ継続」の疾病に該当する人しか自立支援医療の対象にならないのでしょうか？

(答)

- 自立支援医療の対象となる疾病の範囲は現行と同様ですので、「重度かつ継続」に該当しない方についても、自立支援医療の対象になり、医療費の自己負担が1割負担になりますし、低所得世帯に属する方であれば月額負担上限の対象になります。

- その中で、一定の負担能力がある方については、原則として負担の上限は医療保険制度とおりとなりますが、「重度かつ継続」に該当する場合には、月額負担上限が5,000円又は10,000円になります。
- ただし、「所得税額が30万円以上の世帯」に属する方については、原則として自立支援医療の対象外（医療保険制度とおりの負担）となり、「重度かつ継続」に該当する場合に限り、自立支援医療の対象になり、月額負担上限が20,000円になります。

⑤ 低所得（市町村民税非課税）世帯に属する方でも、「重度かつ継続」に該当しない場合には、2,500円又は5,000円の月額負担上限の対象にはならないのでしょうか？

（答）

- 低所得世帯に属する方の場合には、「重度かつ継続」に該当するかどうかに関わりなく、申請の際に確認された所得に基づいて、2,500円又は5,000円といった月額負担上限の対象になります。

⑥ 低所得の方や「重度かつ継続」の方は、毎月、2,500円、5,000円、10,000円といったそれぞれの月額負担上限の金額を、医療費と関係なく、支払わなければならないのでしょうか？

（答）

- 自立支援医療における月額負担上限は、ある月において、1割負担をしていただきながら、その合計額がその方の月額負担上限に達した後は、その月の間は、それ以上の負担をしていただく必要はないというものです。

- つまり、月額負担上限とは、定額で毎月負担していただくというのではなく、ある月の1割負担の合計額が月額負担上限未満であった場合には、その合計額を負担いただければよいということです。

⑦ 「重度かつ継続」に該当しない人は、1年で自立支援医療が打ち切りになるのでしょうか？

(答)

- 自立支援医療の支給認定については、1年の範囲内で、有効期限を設定することとしています。
- この有効期限が経過した後の再認定については、一定所得（市町村民税非課税世帯）以下の方、「重度かつ継続」に該当する方のほかに、その他の対象となる場合についても、実証的研究に基づき、明確化を制度実施後1年以内に行うこととしています。
- 従って、具体的な範囲は今後検討を進めますが、「重度かつ継続」に該当しない方が一律に1年で打ち切りになるものではありません。

⑧ 自立支援医療では、食費の標準負担額を負担しなければならないと聞きましたが、精神科デイケアの昼食代も自己負担になるのでしょうか？

(答)

- 食費の標準負担額を負担していただくのは入院の時のみですので、精神科デイケアの場合には負担していただく必要はありません。

障害に係る公費負担医療制度の再編

<現 行>

精神通院公費
(精神保健福祉法)

更生医療
(身体障害者福祉法)

育成医療
(児童福祉法)

平成十七年十月に新体系に移行

<見直し後>

自立支援医療費制度

- ・支給認定の手続を共通化
- ・利用者負担の仕組みを共通化
- ・指定医療機関制度の導入

・医療の内容や、支給認定の実施主体(※)については、現行どおり

※ 精神、育成 → 都道府県
更生 → 市町村

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担( 部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

← 生活保護世帯 →		← 一定所得以下 →		← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →	
		市町村民税 非課税世帯Ⅰ		市町村民税 非課税世帯Ⅱ		所得税非課税	
				所得税額30万円未満		(所得税額30万円以上)	
0円	負担上限額 2,500円		負担上限額 5,000円		負担上限額 医療保険の自己負担限度額(※1)		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
					重度かつ継続(※2)		
				負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円(※3)	

- ※1 ① 育成医療(若い世帯)における一時的な高額医療費発生の場合への経過措置(段階的縮小)を実施する。
(施行後3年を経た段階で、医療費の分布、平均負担率等を踏まえ見直す。)
- ② 再認定を認める場合や拒否する場合の要件については、今後、実証的な研究結果に基づき、制度施行後概ね1年以内に明確にする。
- ※2 ① 当面の重度かつ継続の範囲
- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
 - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
 - ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者
- ② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。
- ※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。